
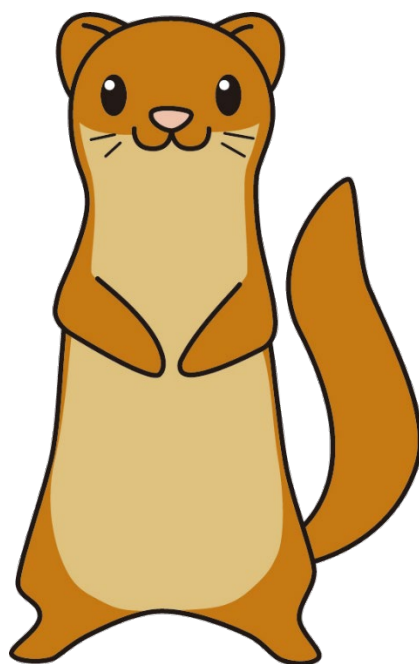




栄区いたち川マスコットタッチーくん

DESIGN MANUAL

デザイン使用マニュアル



タッチーくんのデザイン等を正しくお使いいただくために
必ずお読みください。

令和6年4月
横浜市栄区区政推進課広報相談係

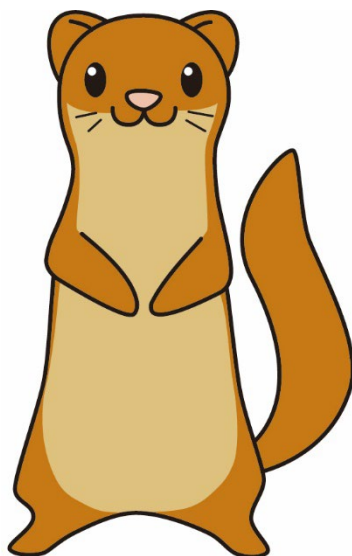


はじめに

栄区いたち川マスコットタッチーくんは、横浜市栄区内を流れるいたち川のプロムナード（遊歩道）に設置した距離標のイラストとして2003年3月に誕生しました。現在はいたち川を飛び出して、栄区を象徴するキャラクターとして様々な媒体やイベントに登場し、区内外で栄区を広くPRしています。栄区のイメージアップや知名度向上に貢献し、区民の皆さんに愛される存在にまで成長しました。

この「栄区いたち川マスコットタッチーくんデザイン使用マニュアル」は、多くの方にタッチーくんのデザインを適切に使用していただくために、「栄区いたち川マスコットタッチーくん」デザイン使用に関する取扱要綱に基づき、イラストの使用手続や基本的な仕様規定を示しています。また、併せてタッチーくんのプロフィールや設定についても記載していますので、タッチーくんのデザインを使用の際は必ずお読みいただき、マニュアルに沿った使用をしてください。

キャラクター基本情報



栄区 いたち川マスコット
タッチーくん

名前	栄区いたち川マスコット タッチーくん
年齢	ひみつ
住んでいる所	いたち川
好きなもの	みんなの笑顔
性格	がんばりやさんだけどおっちょこちょい
趣味	おさんぽ
ゆめ	栄区をみんなの笑顔でいっぱいにするこゝと！

タッチーくんのあゆみ

2003年 3月

いたち川プロムナードに設置した距離標のイラストとして、
イタチのキャラクターが誕生。



←実際の距離標は
こちら

2005年 1月

キャラクター名の応募で、最も多かった「**タッチーくん**」に名前を決定！

英語の「touch(タッチ)」にかけて、いたち川
や栄区の自然と触れ合うという意味が
込められています！

2018年11月

8種類のオリジナルグッズ販売開始。



2020年 7月～9月

「ゆるキャラグランプリ2020 THE FINAL」に参加。ご当地順位28位、県内[👑]1位に！

2023年 3月

誕生20周年を記念して、**バースデーイベント**を開催

デザイン使用申請について

栄区いち川マスコットタッチーくんは、栄区を区内外に広くPRし、イメージアップや知名度を向上させることを目的としたキャラクターです。「タッチーくん」は横浜市栄区役所の登録商標であり、イラストの使用は**原則としてデザイン申請が必要**となりますのでご注意ください（※）。

使用申請をすれば、タッチーくんのデザインを**無料**で 사용할 ことができます。 **営利目的での使用も可能**ですので、ぜひタッチーくんグッズの製作・販売をご検討ください。

※著作権法に定める著作権の制限（著作権法第30条～47条の6）に該当する場合は申請不要です。

- ・個人使用の場合
- ・報道目的で使用する 場合
- ・学校の授業の過程で使用する 場合（非営利目的の使用に限る） ...など

申請の流れ

1 「デザイン使用承認申請書」と「見本（写真でも可）」を作成

2 栄区区政推進課広報相談係へメールまたは郵送・来庁で提出

〒247-0005 横浜市栄区桂町303-19（区役所本館4階44番窓口）

e-mail : sa-kohosodan@city.yokohama.jp

TEL : 045-894-8335 FAX : 045-894-9127

3 広報相談係から「デザイン使用承認通知書」が届いたら申請完了！

※申請から承認までは1～2週間程度かかります。余裕をもって申請をお願いします。

※デザインを修正していただく場合があります。申請書類提出前にデザインのご相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

※承認されたデザインであっても、内容に変更が生じた場合は「デザイン変更承認申請書」をご提出いただく必要があります。



タッチーくん デザイン申請



デザイン使用上の注意点について

タッチーくんのデザインを使用する際は、原則としてデザイン集「栄区いたち川マスコットタッチーくん大集合」に掲載されたイラストをご使用ください。デザイン集にないイラストについては、以下の条件を遵守した上で、**栄区長が認めた場合のみ**ご使用いただくことができます。

なお、今後新規作成されたデザインについても、著作権を含む全ての権利は横浜市栄区役所に帰属し、第三者使用が可能となることをご了承ください。

イラストの使い方の注意点

(1) 特定の商品・企業等のおすすめはできません

特定の商品に関する情報（商品名、商品画像、商品情報、価格情報等）や特定の企業等に関する情報（企業名、企業ロゴ、企業キャラクター等）を指さしたり、持ち上げたり、おすすめするように見えるデザインは使用できません。また、他のキャラクターと親交があるような表現をすることはできません。ただし、横浜市や栄区の施策等で使用する場合は除きます。



一般的なものを持たせたり追記したりすることはOK



特定の企業名・ロゴ等を持たせることはNG



他のキャラクターと親交があるような表現はNG



「タッチーくん」の商品名・商号への使用について

「タッチーくん」の名前について、商品名・商号への使用の際は以下のことにご留意ください。なお、**「タッチーくん」は登録商標です。**

① 「タッチーくん」の商品名への使用について

パッケージや商品にタッチーくんのイラストを使用している場合に限り、タッチーくんの名前を商品名に使用することができます。

※商品のキャッチコピー、フェア・キャンペーン名等でタッチーくんが特定の商品やサービスを推薦しているような表示はできません。

※タッチーくんの好みや行動を表現するような商品名への使用はできません。

【例】

- × タッチーくんが大好きないちごケーキ
- タッチーくんの〇〇ケーキ（いちご味）

② 「タッチーくん」の商号への使用について

タッチーくんの名前を商号に使用することはできません。

【例】

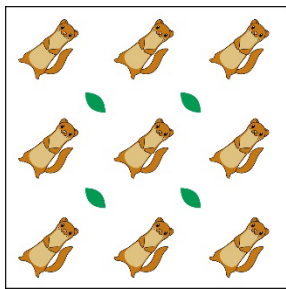
- × タッチーショップ
- × タッチーくんの〇〇屋さん

(2) タッチーくんのイメージや性格を変えないでください

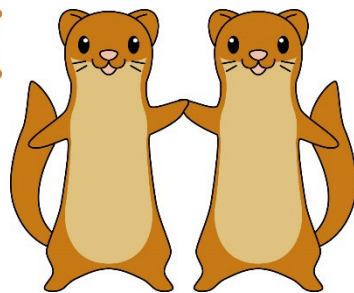
以下のようなタッチーくんの新たな設定やイメージをつけるような使い方はできません。

① タッチーくに複数の人格を持たせないでください。

タッチーくんが同時に複数存在するような印象を与える使い方はできません。1つの画面に複数のタッチーくんを配置する場合は、親子、兄弟、友人等と見間違えるような配置はしないでください。



タッチーくんをランダムに配置したり、規則的に配置したりするなど、デザインパターンに使用する場合はOK



タッチーくん同士が手をつないだり会話をしたりするなど、タッチーくんが複数いるようなデザインはNG

② プロフィールから想定できない使用や、イメージを損なうような使用をしないでください。また、プロフィールそのものを改変しないでください。

タッチーくに飲酒、喫煙、乱暴な表現などをさせる等、プロフィールから想定できない使用はしないでください。また、プロフィールにない新たな特技を追加してPRするなどは行わないでください。

③ 横浜市栄区以外の地域のPRを目的とした使用はしないでください。

タッチーくんは横浜市栄区のイメージアップや知名度向上を目的としたキャラクターです。横浜市栄区以外の地域をPRするものには使用できません。

(3) タッチーくんのセリフについて

タッチーくんのセリフについては、以下の基準に則って作成してください。

■一人称.....ぼく（ひらがな表記）

■語尾.....〇〇だよ、〇〇だね、〇〇なんだ、〇〇だな、等。

① タッチーくんのキャラクターを守るため、以下のような表現は控えてください。

ネガティブな表現や、特定の人・商品・企業・団体・思想等をおすすめする、または批判する表現は控えてください（横浜市や栄区の施策等をPRするものを除きます）。

また、タッチーくんのプロフィールから想定できない趣味・嗜好・思想等を表すものも認められません。

【例】

◎ 栄区で採れた新鮮な野菜を食べよう！

× 栄区の〇〇農園で採れた新鮮な野菜を食べよう！

②簡単な外国語での表現は、日本語訳が基準から外れなければ使用できます。

③吹き出しの有無にかかわらず、タッチーくんとの位置関係によりセリフと認識されるものは同様に取り扱います。

④記号等はタッチーくんのキャラクターから大きく外れない限り使用できます。

(3) タッチーくんの衣装・持ち物等について

タッチーくんは横浜市栄区のPRキャラクターなので、横浜市栄区以外の特定の企業や団体のキャラクターであるかのような誤解を受ける衣装や持ち物は着用・所持できません。衣装や持ち物を着用・所持したタッチーくんのイラスト等を作成する場合には、以下の基準に則って作成してください。

①特定の企業や団体をイメージする衣装や持ち物は着用・所持できません。

特定の企業や団体等をイメージする衣装や持ち物は着用・所持できません（横浜市や栄区の施策等をPRするものを除きます）。また、特定の教育機関のものと識別される制服やスポーツチームのユニフォームについては、その教育機関やスポーツチームの所在地が横浜市栄区内であり、その長または長が認めた者からのみ申請を受け付けます。

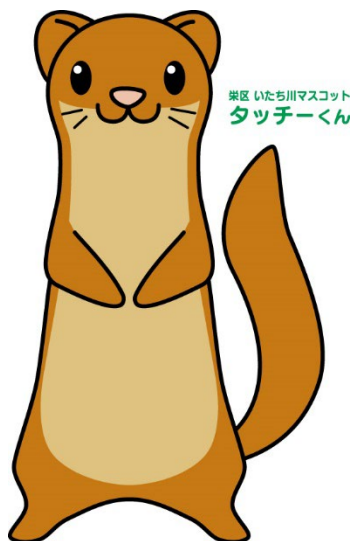
②法令等に違反するものや公序良俗に反するもの、またそのおそれのあるものは着用・所持できません。

③政治性・宗教性のあるもの、社会問題についての主義主張が連想されるものは着用・所持できません。

④その他、不快の念または危害を加えるおそれのあるものは着用・所持できません。

(4) 名称の表示について

タッチーくんのイラストには、「栄区いたち川マスコット タッチーくん」の名称を表示してください。スペース等の関係により表示が難しい場合は栄区区政推進課広報相談係までご相談ください。



基本的にはタッチーくんのイラストの周辺に名称を表示



場合によっては、タッチーくんのイラストに重ねて名称を表示してもOK
ただし、視認性（文字の読みやすさ）には注意。また、顔部分に文字が重なることはNG

(1) 指定色及び縦横比について

印刷の色に指定があります。基本的には指定色のままか、単色での使用をしてください。周りの印刷がカラーの場合は指定色での使用をお願いします。色の変更をしたい場合はご相談ください。

また、イラストの縦横比は変更しないでください。

指定色

※ 栄区 いたち川マスコット
タッチーくん

カラータイプ

- C25% + M60% + Y100%
- C15% + M25% + Y55%
- C5% + M30% + Y30%
- K100%

ロゴタイプ

(書体：丸ゴシック体 スーラ-B)

- C100% + Y90%

単色

※ 栄区 いたち川マスコット
タッチーくん

カラータイプ

- K50%
- K25%
- K100%

ロゴタイプ

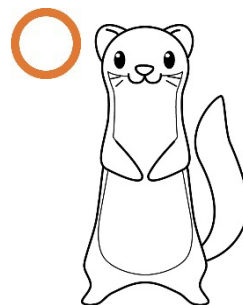
(書体：丸ゴシック体 スーラ-B)

- K90%

(2) シルエット・線のみイラストの使用について

シルエットの使用及び線のみイラストの使用をすることが可能です。シルエットは、単色、グラデーション、模様等の塗り分けができます。また、シルエットに文字がかかることも認めます。線のみイラストについては、単色での使用が可能です（色の変更可）。

※タッチーくんのイメージを著しく損なうと判断した場合は修正をお願いすることがあります。

**(3) イラストのトリミングやパーツのみの使用について**

イラストをトリミングして使用したり、パーツのみで使用したりすることが可能です。ただし、パーツの位置関係を変えたり、不自然なパーツの省略の仕方をしたりすることはできません。また、顔部分に文字が重ならないようにしてください。



パーツのみの使用もOK



パーツのみの使用の場合でも、ひげが無いなど、不自然なパーツの省略をすることはNG



耳が無いなど、不自然なパーツの省略をすることはNG



イラストに文字を重ねることもOK。ただし顔部分に重ねることはNG

(4) 表情の変更について

表情は、デザイン集「栄区いち川マスコットタッチーくん大集合」に掲載されたイラストの表情に限り使用することができます。掲載されていない表情を作成したい場合はご相談ください。



(5) イラストの反転について

イラストを左右反転して使用することができます。ただし、イラストに文字が入っている場合、文字は反転せずに使用してください。

(6) 手描きでの使用について

イラストを手描きで使用する場合は、イラストを忠実に表現していただく必要があります。
※タッチーくんのイメージを著しく損なうと判断した場合は修正をお願いすることがあります。

着ぐるみ・ぬいぐるみの写真の取扱いについて

栄区役所で作成した着ぐるみ・ぬいぐるみを撮影した写真については、P.4～P.6の「イラストの使い方の注意点」に則って使用する限りは、使用の申請は不要です。

ただし、個人もしくは家庭内またはこれに準ずる限られた範囲を超えて写真を使用する場合は申請が必要です。